

札幌市白石東地区センターの管理に関する協定における
体育室床修繕工事に伴う減収額の補填に関する確認書

札幌市白石東地区センターの体育室床修繕工事に伴い、令和4年11月30日から同年12月28日まで当該室を休室としたことを受け、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）第13条第1項の規定に基づき、平成30年3月8日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び札幌市白石東地区センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市白石東地区センターの管理に関する協定第26条、第38条及び別表の規定に基づき、当該休室期間における乙の減収額の補填について協議し、次のとおり合意したことを確認する。

令和4年11月30日から同年12月28日までの期間における札幌市白石東地区センター体育室の休室に伴う乙の減収額を補填するため、甲は乙に対し「金349,756円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和5年1月10日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市白石区本通16丁目南
札幌市白石東地区センター運営委員
代表者 会長 板垣 俊

